													A	B	B1	B2		B3		B4	B5	B6		B7	C												
		No	国の予算年度（※R5補正、R6補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費	交付対象経費	国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス(令和6年度)分）	国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）	国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	5,977,314	5,740,867	174,981	50,400	31,416	3,009,510	189,623	–	472,319	1,799,630	12,988	–	236,447												
【R5経済対策】差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照	令和5年度住民税均等割非課税世帯（7万円）（低所得世帯支援枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰重点支援給付金事業【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		50,400	50,400	–	50,400	–				–				–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯　57487世帯×70千円 のうちR6計画分 ④R5年度分の住民税非課税世帯　(57487世帯)	―	○	―	R5.12	R6.6	対象世帯に対して令和5年12月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	一体給付（給付金・定額減税一体支援）※不足額給付は含まない	2	R5_補正・予備（※）	推奨事業・一体支援	○	○	○	給付金・定額減税一体支援事業	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		3,255,370	3,223,954	24,821			3,009,510	189,623		–				31,416	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯　6711世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯　4823世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯　2060世帯×100千円、子ども加算6897人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者96640人（2355260千円）　のうちR6計画分 事務費　245860千円 事務費の内容　[需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　使用料及び賃借料　人件費　として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（13594世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（96640人）	―	○	―	R6.7	R6.11	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6当初（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス	3											–	–																							
	住民税均等割非課税世帯等への支援関連の給付費	4											–	–																							
	一体給付関連の給付費（上乗せ等・予備費）	5											–	–																							
	事務費（上乗せ・横出し）	6	R5_補正	低所得	○	○	○	No.2事業（事務費）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	―		31,416	31,416			31,416								–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付にかかる事務費 ③事務費31,416千円事務費の内容[業務委託料として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（13,594世帯）、定額減税を補足する給付の対象者数（96,640人）	―	○	―	R6.7	R6.11	対象世帯に対して令和6年7月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R6当初（地）
【R6経済対策等】差押禁止法の対象範囲 ※事務連絡参照	令和6年度住民税均等割非課税世帯（3万円）＋こども加算（2万円）＋不足額給付（令和6年度低所得世帯支援枠等）	7	R6_補正	低所得	○	○	○	R6低所得世帯支援・不足額給付事業	Ⅱ．物価高の克服	○	―		1,812,618	1,812,618							–	1,799,630	12,988		–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯　56851世帯×30千円、子ども加算　4705人×20千円　のうちR6計画分 事務費　12988千円 事務費の内容　[需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　使用料及び賃借料　として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数（56851世帯）	―	○	―	R7.2	R7.3	対象世帯に対して令和7年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
	（デジタル庁）給付支援サービス	8											–	–																							
	令和6年度低所得世帯支援枠等関連の給付費（家計急変への横出し等・R6補	9											–	–																							
	事務費（上乗せ・横出し）	10											–	–																							

Ｎｏ	国の予算年度（※R5補正、R6補正を含む場合あり）	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B１ 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B２ 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B２ 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B３ 国の予備費等（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B３ 国の予備費等（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B４ 国のR5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス（令和6年度）分）	B５ 国のR6補正予算分（交付限度額⑦）（推奨事業メニュー分）	B６ 国のR6補正予算分（交付限度額⑧）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）給付費	B６ 国のR6補正予算分（交付限度額⑨）（令和６年度低所得世帯支援枠等分）事務費	B７ 国のR6補正予算分（交付限度額⑩）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費物価高騰対応重点支援事業（小学校）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		73,386	73,386	73,386										–	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため，物価高騰に伴う給食費値上げ分について，給食費を管理する旭川市学校給食物資共同購入委員会及び東旭川学校給食運営委員会に補助し，市立小学校に通う児童の保護者負担軽減を図る。 ②補助金として，値上げ分相当額を給付する。 ③年間5,400円×対象児童数13,590人＝73,386,000円 ※教職員等を除く ④市立小学校の児童とその保護者	－	－	－	R6.4	R7.3	市立小学校に通う児童13,590人とその保護者に対して，児童1人当たり年間5,400円を支援	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	給食			R6当初（地）
12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校給食費物価高騰対応重点支援事業（中学校）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		38,263	38,263	38,263										–	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため，物価高騰に伴う給食費値上げ分について，給食費を管理する旭川市学校給食物資共同購入委員会及び東旭川学校給食運営委員会に補助し，市立中学校に通う生徒の保護者負担軽減を図る。 ②補助金として，値上げ分相当額を給付する。 ③中１・中２：年間5,400円×対象生徒数4,751人＝25,655,400円 中３：年間5,100円×対象生徒数2,472人＝12,607,200円 合計38,262,600円　※教職員等を除く ④市立中学校の生徒とその保護者	－	－	－	R6.4	R7.3	市立中学校に通う生徒のうち ・中学1年生・2年生4,751人とその保護者に対して，生徒1人当たり年間5,400円を支援 ・中学3年生2,472人とその保護者に対して，生徒1人当たり年間5,100円を支援	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	給食			R6当初（地）
13	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設電気料金高騰対策事業（小学校）当初予算・国R5補正分	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，電気料金高騰下においても小学校での児童の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	37,301	27,000	27,000										10,301	①市立小学校施設において，電気料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（電気料） ③R6電気料金（見込，国補助対象経費を除く）　212,849千円（A） R6電気使用量等をベースに，R1電気料単価で積算した場合　138,247千円（B） （A）－（B）　＝　74,602千円（C） （C）×　1/2　＝　37,301千円　※残り1/2はNo.23国R6補正分として計上 ※その他収入：一般財源 ④市立小学校施設51校の児童 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	電気料金の負担減 小学校 37,301千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6当初（地）
14	R5_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設電気料金高騰対策事業（中学校）当初予算・国R5補正分	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，電気料金高騰下においても中学校での生徒の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	17,111	11,511	11,511										5,600	①市立中学校施設において，電気料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（電気料） ③R6電気料金（見込，国補助対象経費を除く）　106,415千円（A） R6電気使用量等をベースに，R1電気料単価で積算した場合　72,193千円（B） （A）－（B）　＝　34,222千円（C） （C）×　1/2　＝　17,111千円　※残り1/2はNo.24国R6補正分として計上 ※その他収入：一般財源 ④市立中学校施設23校の生徒 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	電気料金の負担減 中学校　17,111千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6当初（地）
15	R6_補正	推奨事業	○	○	○	旭川市広域路線運行燃油高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		18,782	18,782							18,782				–	①燃油価格高騰の影響を受けている広域バス路線の安定した運行に向け，運行事業者に対し運行継続に向けた支援を行う。 ②③対象5路線において，令和6年4月から令和6年9月までを対象期間として，市内延長割合に応じた運行経費の1/2を支援 ・愛別（比布経由）15,687千円×45％×1/2＝3,530千円 ・白金線16,670千円×45％×1/2＝3,751千円 ・当麻線17,986千円×61％×1/2＝5,486千円 ・層雲峡線42,316千円×19％×1/2＝4,020千円 ・旭岳線21,003千円×19％×1/2＝1,995千円 ④バス事業者（道北バス，旭川電気軌道）	－	－	－	R7.1	R7.3	補助対象となる地域間幹線の維持 2社5路線	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	運輸交通・物流・観光事業者			R6補正（地）
16	R6_補正	推奨事業	○	○	○	物価高騰対策生活安心応援給付金	Ⅱ．物価高の克服	○	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援		94,108	94,108							94,108				–	①燃料費や物価等の高騰の影響を受ける住民税均等割のみ課税世帯を支援するため，1世帯当たり1万円を給付する。 ②③給付金（1万円×7,000世帯＝70,000千円），事務費24,108千円（内訳：消耗印刷費365千円，通信運搬費3,448千円，広告料1,848千円，手数料2,233千円，委託料16,214千円） ④住民税均等割のみが課税されている世帯	－	○	－	R7.1	R7.3	給付世帯数　7,000世帯	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
17	R6_補正	推奨事業	○	○	○	保育所等給食原材料費高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		13,328	13,328							13,328				–	①物価高騰の影響を受ける保育施設等における給食原材料費の負担軽減を図るため，支援金を支給する。 ②③支援金2,000円×定員　　計13,328千円 ④市内保育所等対象施設　113施設（※全て民間施設）	－	－	－	R7.1	R7.3	市内保育所等対象施設113施設に支援金を給付	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	保育所・幼稚園・認定こども園等			R6補正（地）
18	R6_補正	推奨事業	○	○	○	子育て世帯物価高騰対策給付金	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		255,463	255,463							255,463				–	①燃料費や物価等の高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため，市内在住の児童を養育している方等に，養育している子ども1人につき5千円を給付する。 ②③給付金（5千円×44,000人＝220,000千円），事務費35,463千円（内訳：人件費5,349千円（会計年度任用職員2人），消耗印刷費301千円，通信運搬費3,756千円，広告料2,055千円，手数料8,876千円，委託料15,126千円） ④市内在住の子育て世帯	－	○	－	R7.1	R7.3	給付世帯数　27,000世帯（給付対象44,000人）	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
19	R6_補正	推奨事業	○	○	○	子どもの居場所づくり物価高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		1,170	1,170							1,170				–	①物価高騰の影響を受ける市内の子ども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体に対し，食糧費及び食品衛生責任者養成講習会受講に係る経費を補助することで実施団体の負担軽減を図り，子どもの居場所づくり活動を支援する。 ②食糧費・食品衛生責任者養成講習会受講料 ③食糧費　70千円×5団体＝350千円 140千円×3団体＝420千円 150千円×2団体＝300千円　　小計　1,070千円（A） 受講料　10千円×10団体＝100千円（B） 合計（A）＋（B）　　　1,170千円 ④市内子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う団体	－	－	－	R7.1	R7.3	団体への支援　10団体	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6補正（地）
20	R6_補正	推奨事業	○	○	○	普通公衆浴場燃料価格等高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,900	5,900							5,900				–	①物価統制令によって入浴料金が統制されている普通公衆浴場に対し，燃料価格等の高騰の中においても衛生的管理を確保しながら事業を継続できるよう，燃料価格等高騰分の一部を支援する。 ②③1日当たりの平均入浴客数及び重油使用の有無により支援額を設定 ・300千円×5施設＝1,500千円 ・350千円×2施設＝700千円 ・400千円×5施設＝2,000千円 ・500千円×1施設＝500千円 ・1,200千円×1施設＝1,200千円　合計5,900千円 ④市内普通公衆浴場　14施設	－	－	－	R7.1	R7.3	市内普通公衆浴場14施設を支援（支援率100%）	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	生活衛生関係営業者			R6補正（地）
21	R6_補正	推奨事業	○	○	○	貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援事業	Ⅱ．物価高の克服	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		83,568	78,926							78,926				4,642	①燃油価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者の事業継続を後押しすることにより，本市の経済を支えている物流体制の維持を図るため，貨物自動車運送事業者に対し支援金を給付する。 ②③ 〇支援金81,200千円（一般貨物自動車運送事業者3,600台×2万円＝72,000千円，特定貨物自動車運送事業者10台×2万円＝200千円，貨物軽自動車運送事業者900台×1万円＝9,000千円） 〇事務費2,368千円千円（消耗印刷費120千円，通信運搬費140千円，広告料1,558千円，委託料550千円） ※その他収入：一般財源 ④本市に本店又は営業所を有する，中小企業者及び個人事業主で，貨物自動車運送事業法で定める，一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業を営業し，今後も事業を継続する意思のある事業者（※大企業は含まない）	－	－	－	R7.2	R7.3	貨物自動車運送 1,000事業者，4,510台分	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	運輸交通・物流・観光事業者			R6補正（地）
22	R6_補正	推奨事業	○	○	○	旭川市中小企業振興資金融資事業「災害・景気対策融資（景気関連）」	Ⅱ．物価高の克服	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		59,988	3,100							3,100				56,888	①物価高騰等の影響を受ける中小企業者等に対し，金融の円滑化を通じた事業継続支援を行う。 ②信用保証料補助金に充当（令和6年度融資実行分に対する信用保証料補助金分） ③－1　信用保証料補助金：4,428千円（うち70％分3,100千円に臨時交付金を充当し，残り30％分1,328千円は繰上返済を想定し一般財源とする） ③－2　貸付金（預託金）：55,560千円（対象外経費） ④市内金融機関及び中小企業者等（※大企業は含まない）	－	－	－	R6.4	R7.3	・中小企業者等への資金繰り支援 令和6年度新規融資見込額100,000千円 ・信用保証料補助金4,428千円 （令和6年度新規融資見込額100,000千円×保証料率1.15％×分割係数0.55×借入期間84/12×補助率100％×保証付率100％×申請率100％×上限範囲内率100％＝4,428千円） ・貸付金（預託金）55,560千円 （令和6年度新規融資見込額100,000千円÷預託倍率1.8）	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	対象分野に関連しない			R6当初（地）
23	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設電気料金高騰対策事業（小学校）当初予算・国R6補正分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，電気料金高騰下においても小学校での児童の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	37,301	301							301				37,000	①市立小学校施設において，電気料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（電気料） ③R6電気料金（見込，国補助対象経費を除く）　212,849千円（A） R6電気使用量等をベースに，R1電気料単価で積算した場合　138,247千円（B） （A）－（B）　＝　74,602千円（C） （C）×　1/2　＝　37,301千円　※残り1/2はNo.13国R5補正分として計上 ※その他収入：一般財源 ④市立小学校施設51校の児童 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	電気料金の負担減 小学校 37,301千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6当初（地）
24	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設電気料金高騰対策事業（中学校）当初予算・国R6補正分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，電気料金高騰下においても中学校での生徒の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	17,111	111							111				17,000	①市立中学校施設において，電気料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（電気料） ③R6電気料金（見込，国補助対象経費を除く）　106,415千円（A） R6電気使用量等をベースに，R1電気料単価で積算した場合　72,193千円（B） （A）－（B）　＝　34,222千円（C） （C）×　1/2　＝　17,111千円　※残り1/2はNo.14国R5補正分として計上 ④市立中学校施設23校の生徒 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	電気料金の負担減 中学校　17,111千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6当初（地）
25	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設ガス料金高騰対策事業（小学校）当初予算分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，ガス料金高騰下においても小学校での児童の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	40,864	864							864				40,000	①市立小学校施設において，ガス料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（ガス料金） ③R6ガス使用量×（R6単価－R1単価） ＝193,901千円-153,037千円＝40,864千円 ※その他収入：一般財源 ④市立小学校施設51校の児童 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	ガス料金の負担減 小学校 40,864千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6当初（地）
26	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設ガス料金高騰対策事業（中学校）当初予算分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	中学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，ガス料金高騰下においても中学校での生徒の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	15,140	140							140				15,000	①市立中学校施設において，ガス料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（ガス料金） ③R6ガス使用量×（R6単価－R1単価） ＝71,704千円-56,564千円＝15,140千円 ※その他収入：一般財源 ④市立中学校施設23校の生徒 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	ガス料金の負担減 中学校　15,140千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6当初（地）
27	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設電気料金高騰対策事業（小学校）補正予算分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，電気料金高騰下においても小学校での児童の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	1,654	54							54				1,600	①市立小学校施設において，電気料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（電気料） ③R6補正予算分 補正後予算の増崇分76,256千円（A） Aのうち，当初予算の増崇分74,602千円（B） （A）-（B）＝1,654千円 ※その他収入：一般財源 ④市立小学校施設51校の児童 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	電気料金の負担減 小学校 1,654千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6補正（地）
28	R6_補正	推奨事業	○	○	○	学校施設ガス料金高騰対策事業（小学校）補正予算分	Ⅱ．物価高の克服	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	小学校は直接住民の用に供する施設であり，当該事業により，ガス料金高騰下においても小学校での児童の充実した学習・生活環境の維持を図ることが可能となるため	17,072	72							72				17,000	①市立小学校施設において，ガス料金高騰の影響を緩和し，安心安全な学校の運営を目的とする。 ②光熱水費（ガス料金） ③ガス料金補正予算分（使用量増加及び単価上昇） 補正後予算の増嵩分57,936千円（A） Aのうち当初予算の増嵩分40,864千円（B） （A）－（B）＝17,072千円 ※その他収入：一般財源 ④市立小学校施設51校の児童 ※併置校は小学校に含む。また，廃校は対象から除く。	－	－	－	R6.4	R7.3	ガス料金の負担減 小学校 17,072千円	臨時交付金活用事業についてHPに公開等	公立学校施設			R6補正（地）